



自転車の違反と罰則 2つ折り チラシ

自転車の”6”のルール違反と安全利用五則を紹介

自転車もクルマのなかま。交通事故にあいやすいルール違反とその罰則をモンスターが紹介します。



※A4サイズ (A3二つ折り)



ルール違反

- ・信号無視・一時不停止・通行区分違反(右側通行)
- ・徐行せずに歩道を通行・無灯火・手放し運転、蛇行運転等

自転車の安全利用、見直しませんか?

ほんとうは、こわい。
自転車の道路交通法違反!

自転車は乗り方次第で、加害者にも被害者にもなります。

交通違反を繰り返すと・・・

「信号無視」「一時不停止」「右側通行」「徐行せずに歩道を通行」の4つの違反で、悪質な場合は、「赤切符」(交通切符)を交付されます。
※罰金など刑事処分の対象となります。

交通事故を起こすと・・・

刑事責任：過失傷害罪、相手が亡くなったら「過失致死罪」
罰金：過失傷害罪30万以下の罰金または料料
※罰金であっても前科がつくことがあります。
民事責任：高額の損害賠償金が請求されることがあります。



自動車に衝突すると・・・

- 6割以上が自転車側にもルール違反あり
- 自転車運転中の死者の5割以上が、頭部の損傷が原因

※ヘルメットを着用しないと約2.1倍の致死率になります。

ヘルメットを正しくかぶり、交通ルールをきちんと守って安全運転を心がけましょう。

自転車を運転するすべての人は、ヘルメット着用が努力義務!
(令和5年4月1日以降)

※令和4年中の自転車事故発生状況資料(警察庁より)

自転車点検して、保険に入ろう!

TSマークは、道路交通法に適合するものに、フレームの製造番号やタイヤの製造、チェーンの製造番号などを記載された保険証を貼付する制度です。

契約マークの等級	最低責任補償	最高賠償額
等級1	1億円	1億円
等級2	500万円	1億円
等級3	100万円	1億円

※TSマークは、青色の車、緑色の車、黄色の車、赤色の車、黒色の車、白色の車、銀色の車、その他の色(白以外の色)の車にのみ適用されます。詳しくは、自転車事故発生状況資料をご覧ください。